

起震車利用受付マニュアル

1 市町村への起震車割当日の受付業務

(1) 市町村への起震車割当日について

○県が作成した起震車割当計画書の中で、日ごとに記入された市町村を巡回します。

(2) 市町村が作成する起震車巡回計画について

○市町村は、起震車割当計画に基づいて、管内小中学校を主とする関係機関と協議のうえ、いつ・どの団体に・どこで揺れ体験をするのかを計画します。これを起震車巡回計画といいます。

○市町村への起震車割当日においては、起震車巡回計画に基づいて巡回することが最優先となります。

(3) 起震車巡回計画の受け付けについて

○起震車巡回計画の提出期限は、巡回日の2週間前までとしています。

○巡回計画の提出が遅れている場合は、市町村に計画作成状況の確認を行ってください。(ただし、年度当初などは協議の時間が十分に取れないことから、巡回計画の提出が遅れる可能性があります。また、高知市については巡回期間が長期になるため、数回に分けて提出する可能性があります。)

2 一般利用可能日の受付業務

(1) 一般利用可能日について

○一般利用可能日は、基本的に市町村への起震車割当日、県や市町村が主催及び後援する防災イベント等で、毎年3月中旬までに行う抽選などにより、一般開放に先立ち優先的に利用することが決まっている日を除いた日とします。ただし、市町村巡回計画で空き日がある場合は一般開放日として扱ってください。その際は、計画を作成した市町村に、巡回する計画がなければ一般利用する旨を確認してください。

(2) 一般利用可能日の受け付けについて

○原則として利用申し込み日の10日前までの受け付けとしてください。

○一般利用可能日における利用申し込みについては、先着順とします。

(3) 一般利用可能日の受け付けの流れについて

○基本的には、利用団体が市町村を通して、起震車利用申込書の提出前に電話にて利用予定日及び利用予定時間の空き状況の確認があります。

○巡回可能であれば、起震車利用申込書の提出を依頼してください。

○希望通りの巡回ができない場合は、別の空き日や空き時間を伝えるなど、可能な限り多くの申し込みに応じられるよう努めてください。

○起震車利用申込書が提出されたら、先方の担当者に受理した旨を連絡し、起震車利用等受付確認書を送付してください。また、巡回予定日前には、再度連絡し、利用時間等の最終確認を行ってください。（申込書の送付は、基本的に利用団体から直接提出があります。）

（４）起震車利用申込書の取り扱いについて

○受託者は、起震車利用申込書を受理した場合、その写しを保管し、原本は委託者へ送付してください。なお、送付については、1カ月分をまとめて送付していただいてもかまいません。

○起震車利用申込書には個人情報も記載されます。取り扱いには十分に注意してください。

3 共通事項

（１）受付業務全般について

○問い合わせには親切かつ丁寧に対応してください。

○予約状況や受付件数、実施団体数、揺れ体験人数など起震車利用に係る資料や情報は、適正に整理及び管理してください。

○予約状況は随時、県のホームページで公表していくこととしておりますので、週別起震車巡回計画の提出にあわせて、予約状況に関する資料も作成してください。

（２）申込受付～揺れ体験開始までの期間について

○利用団体には、揺れ体験実施場所の地図の添付を義務付けますが、不明な場合には、先方の担当者に確認したり、インターネットや地図等を利用して、場所及び経路を調べ、スムーズに到着できるよう準備してください。

○巡回の前日までに先方の担当者に連絡し、巡回の場所や予定時間等を再確認してください。

（３）週別起震車巡回計画の作成と提出について

○受託者は、市町村巡回計画及び起震車利用申込に基づいて、週別起震車巡回計画を作成してください。

○作成した週別起震車巡回計画は、前週の水曜日までに委託者に提出してください。

（４）イベント等での起震車利用について

○イベント等では、長時間にわたって不規則に不特定多数の方が起震車を利用されることが予想されます。安全性を考慮して、必要な場合は安全確認員の増員を依頼してください。

（５）その他の事項について

○その他、特筆すべき内容の問い合わせや意見があった場合は、記録に残し、速やかに委託者に報告及び相談してください。

起震車巡回マニュアル

1 出発前には

(1) 出発前の業務について

- 車両の点検を行い、業務日誌に記入してください。
- 相手先の担当者に、到着予定時刻を連絡してください。
- 揺れ体験開始5分前には、準備完了となるよう出発してください。

2 現地にて

(1) 担当者等へのあいさつ等について

- 到着したら速やかに担当者にあいさつを行い、安全確認員の確認を行います。
(例)「高知県から起震車の運行業務を受託した(会社名)の〇〇と申します。本日は、有意義かつ安全な揺れ体験の実施に努めて参りますので、ご協力をよろしくお願い申し上げます。本日の安全確認員はどなたでしょうか。お伝えしなければならないことがありますので、少し打ち合わせのお時間をいただきたいのですが。(伝える内容は、下記の安全確認員に伝えておく事項を参照してください。)」
- 安全確認員又は利用団体の代表者に、住宅耐震化や家具固定等の啓発チラシを交付し、参加者に配布していただくようお願いしてください。
- 起震車に搭載している啓発資材(煙体験用機材やパネル、チラシ等)の利用希望がある場合は、保管場所に案内し、搬出を支援してください。

(2) 業務日誌の確認印について

- 担当者に、業務日誌の「実施団体担当者確認印」欄に確認印を押印してもらってください。(印鑑等がない場合はサインの記入で可)

(3) 事前に安全確認員に伝えておく事項について

- 安全確認員には次のことを必ず伝えてください。
 - ・運行者は、起震装置操作中に体験部屋内の全ては見渡せないこと。
 - ・体験中は体験部屋内の様子を確認していただくこと。
 - ・基本的に1組あたり数分程度の体験とするが、体験者の状況を確認し、必要に応じて「止めてください」等の声かけをしていただくこと。
 - ・起震装置作動中に起震車の周囲に他の人が近づかないよう確認していただくこと。
 - ・必要に応じて乗り降りの補助をしていただくこと。
 - ・万が一に備え、緊急停止ボタンの位置や使用方法を教えること。(必ず実際に緊急停止ボタンを見ていただくこと。)

(4) 揺れ体験の準備について

- 先方が提供する所定の場所で、揺れ体験の準備を行ってください。
- 開始予定時間の5分前には準備が完了できるようにしてください。

(5) 体験者へのあいさつについて（例）

「みなさん、おはようございます（こんにちは）。本日、「起震車」の操作を担当する〇〇と申します。よろしくお願いいたします。」

(6) 地震発生時の身の守り方や防災知識のアナウンスについて（例）

「地震体験を始める前に、本当に地震が起きた時の身の守り方を少しだけ説明します。まず室内で地震が起きたら。タンスやロッカーなど大きな家具などからは離れ、机の下にもぐる等、身の安全を確保してください。机の下にもぐる際には、机が倒れないようしっかり机の脚をつかんでおきましょう。

次に室外で地震が起きたら。自動販売機やブロック塀などが倒れてくる恐れがありますので、まずはそういったところから離れましょう。そして、持っているかばん等で頭を守りましょう。何も持っていなければ、手で頭を覆うなどして、しっかり頭を守りましょう。

室内でも室外でも、まずは揺れが収まるまで身の安全を確保することが最優先です。揺れが収まったら、津波警報の発令や家族もしくは周囲にお住まいの方からの呼びかけを待たずに率先して指定避難場所などに速やかに避難をしましょう。避難場所などは市町村役場に確認してみてください。」

その他、質疑等には丁寧に応答してください。的確に応答できない質疑等に対しては正直に分からない旨伝え、必要に応じて体験終了後に委託者や市町村の防災担当課室等に連絡、相談してください。

(7) 起震車の説明と注意について

○揺れ体験開始前

体験者へ起震室（無人状態にすること）の揺れを視聴させ、体験する揺れの大きさを確認させてください。併せて、以下のことを体験者へ伝えてください。

- ・体調によっては、揺れの体験によって、気分が悪くなったりケガをするおそれがあること。
- ・年齢、体格、体力、健康状態等に少しでも不安がある方は、小さな揺れで体験するか、体験を控えてもらいたいこと。
- ・体験途中で揺れを停止させることもできるので、体験中に気分がすぐれなくなった場合は、すぐに申し出ること。
- ・状況により、係員の判断にて利用を断る場合があること。

○揺れ体験時

体験者が起震室に入ったら、以下の内容を体験者へ伝えてください。

- ・この車は地震による揺れを疑似的に体験できる「起震車」と言います。起震車は前後・左右・

上下の3方向に揺れを発生させることができ、リアルな揺れを体験することができます。また、強い揺れを発生させることはもちろん、過去に発生した地震、例えば、阪神・淡路大震災や東日本大震災の揺れを再現することもできます。

- ・揺れ体験には危険が伴いますので、決してふざけたりしないよう、本当の地震だと思って体験してください。ふざけたりするとケガをしてしまう恐れもあります。また、階段が急になっていますので必ず1人ずつ、ゆっくり乗り降りをしてください。

(机の下で体験される方向け)

机の下にもぐるときには机やほかの人と頭をぶつけないよう注意してください。また、揺れによって頭をぶつけることもありますので、机の脚をしっかりと持って、頭を低くしてください。

(床に座った状態で体験される方向け)

手すりをしっかり掴んでください。低い姿勢で、決して立ち上がらないようにしてください。壁に体や頭をひっつけると、揺れた時にぶつけてケガをする可能性がありますので、少し離れてください。

(8) 揺れ体験の実施について

- 利用者の整列を行います。
- 必要に応じて安全確認員と一緒に、乗り降りの補助を行ってください。
- 揺れ体験を開始する際は体験者及び安全確認員に「今から揺らします。準備はよろしいですか。」といった声かけ・確認を必ずしてください。
- 基本的には1組につき、再現地震及び震度階地震を併せながら、数分程度の揺れ体験を実施します。ただし、終了時間や次の予定、その他の状況を加味しながら調整してください。
- 揺れ体験実施中は、危険を感じた場合、すぐに体験を中止できるよう、常に体験部屋を観察してください。
- 安全確認員が揺れ体験を実施する際は、別の方に安全確認を依頼するなど、安全確認員は常に1名以上付けてください。
- 利用側の担当者等と協力して参加人数（乗降者数）の把握をしてください。

(9) 揺れ体験終了後のあいさつについて（例）

- ・今回は練習だったので「今から揺らします」で揺れが発生しましたが、本当の地震はいつどんな場面で発生するか分かりません。例えば、寝ている時やお風呂に入っている時。今日のような強い揺れが突然発生したらみなさん、いかがでしょうか。いつ地震が発生しても対応できるよう、いろんな場面で強い揺れから身を守るイメージをしてみてください。
- ・また、強い揺れから身を守るためには、住宅の耐震化や家具の転倒防止など室内の安全対策も非常に重要です。配布チラシにあるような補助制度について最寄りの市町村役場にお問合せいただき、家庭でできる防災対策を1つずつ進め、将来必ず来る南海トラフ地震に備えましょう。本日はどうもありがとうございました。」

(10) 片づけについて

- 体験終了後は、速やかに後片付けをしてください。
- 起震車に搭載している啓発資材（パネル、チラシ等）を利用した場合は、保管場所への積み込みを支援してください。
- 担当者及び安全確認員等に改めてお礼を言い、運行状況報告書へ実績を記入の上、次の目的地に出発してください。

3 保管場所に到着後は

(1) 保管場所到着後の業務について

- 車両の点検及び車内の清掃をしてください。
- 業務日誌や運行状況報告書等、定められた様式への記入と内容の確認をしてください。
- 車両を離れる際は、必ず全ての扉を施錠してください。

(2) 事務所での業務について

- 次の巡回スケジュールを確認してください。
- 業務日誌を業務責任者及び業務担当者へ提出してください。
- 特筆すべき事項があった場合は必ず業務責任者及び業務担当者に報告してください。

4 注意点

(1) イベント等での起震車の取り扱いについて

- イベント等で揺れ体験を実施する際は、より多くの来場者に体験していただけるよう、積極的なアナウンスや集客活動に努めてください。
- 休憩等により、起震車を離れる場合は以下のことに留意してください。
 - ・トイレ等により、短時間起震車を離れる場合は、操作パネル部分のドアを閉め、施錠し、安全確認員に伝え、勝手な乗り降りをさせないように指示すること。
 - ・昼食等により、長時間起震車を離れる場合は、前もって来場者に何時から何時まで休憩時間をとる旨アナウンスし、起震車を1度全て片づけ、全ての扉を施錠すること。なお、再開の準備ができ次第、揺れ体験を再開する旨アナウンスすること。

(2) 雨天時の対応について

- 起震装置の保護等のため、原則として雨天時は揺れ体験を行わないものとします。ただし、体験開始後の降雨や、ごく少雨の場合は、先方の責任者、委託者との協議によって、体験を行う場合があります。この際、現地の状況について、委託者が確認することがあります。

(3) 事故等について

- 業務の遂行にあたっては、安全第一とし、事故等（機器の故障や不具合も含む。）の防止に最大限の注意を払ってください。

○万一事故等が発生した場合には、救護に万全を期すとともに、直ちに警察、救急及び委託者に連絡してください。

(4) 安全について

- 交通法規を遵守し、安全運転に努めてください。渋滞等の理由で予定時間に遅れそうな場合は、その旨を先方に連絡し、無理な運転をしないでください。
- 道路状況を確認し、危険と思われる場合は無理をせず迂回等を行ってください。
- 車両や起震装置のトラブルに気が付いたら、すぐに報告してください。
- 長距離運転による疲労などがある場合は、適宜休憩してください。

(5) 休憩について

- 空き時間に適宜休憩をとっていただいても結構ですが、公用車かつ非常に目立つ車両でありますので、職務上ふさわしくないとと思われる場所での停車・駐車は控えてください。
- 午前又は午後のみ巡回など、大きく空き時間ができた際は、車両及び車内（体験部屋含む）の洗車や防災知識の向上に努めてください。

(6) 運行について

- 巡回先への到着時間が遅れそうな場合は、早めに先方に連絡を入れてください。
- 参加者には常に笑顔で、親切かつ丁寧に対応してください。
- 業務中は名札を着用してください。
- 起震車内は禁煙です。
- その他、県の信用を損なうような行為は慎んでください。